日本語学習教材給付事業実施要領（地域日本語教室）

１　目　的

この要領は、公益財団法人静岡県国際交流協会（以下「協会」という。）が、外国につながる子どもに日本語学習指導を行う地域日本語教室（以下「地域日本語教室」という。）に対して、子どものための日本語学習支援基金事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、日本語学習教材給付事業を行うために必要な事項を定める。

２　助成対象

本事業の対象となる地域日本語教室は、次の条件をすべて満たすものとする。

(1) 別表１に定める日本語学習指導者としての条件を満たす者が１名以上いること

(2) 活動に関する規約を有すること

(3) 年間収支が明瞭であること

(4) 代表者及び会計責任者の定めがあること（代表者と会計責任者の兼務可）

(5) 営利を目的とする団体又は地方公共団体が運営主体でないこと

３　助成対象となる地域日本語教室

本事業の対象となる地域日本語教室は、外国につながる５歳から18歳までの者（ただし、19歳以上であっても高等学校等に在学中の者を含む）を対象としたもので、次の条件をすべて満たす教室とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 子どものみを対象とする地域日本語教室 | それ以外（例：親子教室等） |
| (1) | 静岡県内で開催されるものであること【共通】 |
| (2) | 国、県及び県関係団体、並びに市町から補助金その他の助成を受けていないこと【共通】 |
| (3) | 原則として、５人以上の子どもを対象とした地域日本語教室であること | 原則として、５人以上の子どもが出席する地域日本語教室であること |
| (4) | 原則として、子ども一人当たり週１回以上日本語学習指導を行うものであること【共通】 |
| (5) | 子どもの年齢や学習段階、日本語能力、状況等に応じ、適切な学習支援の内容を遂行できること【共通】 |
| (6) | 原則として、日本語学習指導を行う者が子ども５人につき１人以上いること【共通】 |
| (7) | 外部からの委託を受けて実施する地域日本語教室ではないこと【共通】 |

４　助成金の算定

１教室あたりの助成金額の上限は、10,000円とする。ただし、子どもの数が20人に満たない場合は、子どもの数に500円を乗じた額を上限とする。

５　認定申請

地域日本語教室は、認定申請書（様式１）に、教室概要書（様式２）及び団体規約（任意様式）を添え、協会に認定申請を行う。認定申請は年度単位で行うものとし、協会が別途定める日までに認定申請を行う。

６　審査及び認定

協会は、申請内容を審査の上、認定を行う。審査の結果は、認定結果通知書（様式３）により、申請者すべてに通知する。

７　助成金の請求及び給付

認定を受けた地域日本語教室は、教材を購入し、助成金請求書（様式４）に、認定を受けた地域日本語教室ごとに支払証拠書類を添付し、翌月の10日までに協会に請求するものとする。

協会は、書類を審査の上、申請月の翌々月の10日までに団体が指定する口座へ助成金を支払う。

８　事業内容の変更

地域日本語教室は、以下の内容については、変更が生じた際、速やかに、変更届出届（様式５）により協会へ報告する。

ア 団体名

イ 教室名

ウ 代表者職名・氏名

エ 会計責任者

オ 日本語学習指導者（代表・構成員数）

カ 教室開催日時

キ 助成金振込先

ク 他の助成金の受給

９　認定の取り消し等

協会は、以下の事由が判明した場合は認定を取り消す。また、地域日本語教室に対し、給付済みの助成金の返還を求めることができる。

(1) 地域日本語教室が、偽りその他不正な手段により助成金を受給したとき

(2) 地域日本語教室が、助成金を目的外に使用したとき

(3) 地域日本語教室が、事業内容の変更等により第２項又は第３項の条件を満たさなさなくなったとき

附　則

この要領は、平成29年11月30日から施行する。

別表１(第２項の(1)関係)

日本語学習指導者としての条件（いずれか一つで可）

|  |
| --- |
| ①１年以上日本語教育若しくは研究に従事した者、又は１年以上外国人児童生徒の学習支援に関する日本語ボランティアの経験がある者②学校で教師等の経験がある者③公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者④文化庁の「日本語教員養成のための標準的な教育内容」で定める４２０時間以上の養成講座を修了した者⑤大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する主専攻を修了し、卒業した者（関係科目４５単位以上）⑥大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する科目を修得し、卒業した者（関係科目２６単位以上） |